

西念寺本類聚名義抄における増補と脱漏

—西念寺本にないカタカナ注記について— (四)

小林 恭治

本稿は、左記の論考の続編である。

- 〈a〉「西念寺本類聚名義抄における増補と脱漏 —西念寺本にないカタカナ注記について— (二)」
〔鶴見大学紀要〕四十一号 第一部 国語・国文学編 平成16年3月)
- 〈b〉「西念寺本類聚名義抄における増補と脱漏 —西念寺本にないカタカナ注記について— (二)」
〔鶴見大学仏教文化研究所紀要〕第9号 平成16年4月)
- 〈c〉「西念寺本類聚名義抄における増補と脱漏 —西念寺本にないカタカナ注記について— (三)」
〔鶴見大学紀要〕四十二号 第一部 国語・国文学編 平成17年3月刊行予定)

39、「ツ」(仏上52)

資料32

鎮国守国 神社本	高山寺本	西念寺本	観智院本
<p>上7ウ</p>	<p>28ウ</p>	<p>28ウ</p>	<p>仏上52</p>

資料32の観智院本の標出漢字「逗」の二行目の二つ目に、「或トウ」という注記が見え、その右脇に「ツ」という記述が存する。「或トウ」については、西念寺本では注記の末尾から二つ目に、高山寺本・鎮国守国神社本では、それぞれ冒頭の「音豆」の右に記載されているが、「ツ」に関しては、「或トウ」の近隣、および「逗」項目全体を見渡しても西念寺本に記載がない。これは高山寺本・鎮国守国神社本にも見えないことから、観智院本の増補と思われる。

ところで、この観智院本の「ツ」は、「或トウ」の「ト」の字の右真横に寄り添っているかのように記されているので、一見したところ、「或トウ」の「ト」と「ツ」を入れ替えて「ツウ」という注記になることを示しているのかとも見えるが、「或トウ」が標出漢字「逗」の漢字音を示していると思われることから、「或トウ」とは別の漢字音を表しているものと考えられ、漢字音を示しているという点では共通しているけれども、「或トウ」と「ツ」はそれぞれ独立した注記であると思われる。

注記の増補という作業を、既存の注記が記された状態の写本に追記する行為であると考ええると、増補される注記は、その項目内の空白の箇所に記載されることになるはずで、その空白の箇所は、一般的に、既存の全注記の末尾と考えられる。ところが、資料32の観智院本の「ツ」の場合は、二行目の「或トウ」の右に記載されており、二行書き

が基本である観智院本の注記の一行目と二行目の間に記することで、結果的に三行書きの体裁になってしまっている。しかし、よく見ると、「或トウ」の右に記された「ツ」は、わずかではあるが、前後の他のカタカナ注記よりもやや小さめに記されており、それが、本来独立しているはずの「ツ」が、あたかも「或トウ」に対する注記であるかのような印象をもたらす結果を招いている。「ツ」を全注記の末尾などの、「或トウ」から離れた場所に記さなかったのは、やはり、字音注記としてまとめておきたかったのかもしれないし、見かけ通り、「或トウ」に対する注記のようなつもりで、別案を端的に示しておきたかったのかもしれない。

また、観智院本の「或トウ」の様子を見ると、「或トウ」自体が、近隣の注記の文字よりも小さめであるように見える。つまり、「ツ」が小さく記されているのは、行間に追記されたためだけではなく、「或トウ」自体が小さく記されているところに、さらに付随しているように小さく記されているからということになる。さらに、「或トウ」は、それが記されている二行目の行の中心からやや右にずれて記されている。これは「或トウ」が、その他の注記とは異なる性格のものであることを示しているものと思われる。

そこで、「ツ」の記述は見えないものの、資料32の観智院本以外の写本における「或トウ」の記載状況を対照してみると、まず、高山寺本では、冒頭の「音豆」の右に「或トウ」と見えるが、これは欄を区分けしている押界を越えて右隣の別項目の空白のスペースに入り込んで記されているところから、後の増補、もしくは別の場所から移動したものである可能性が十分に考えられる。

鎮国守国神社本でも、冒頭に「或トウ」と見える。その記載位置は、二行目冒頭の「一豆」と比べて、一文字分ほど低く、「豆」の字の右あたりから記されている。そして、この「或トウ」も周囲の文字に対して、やや小字で記されているところから、鎮国守国神社本の「或トウ」は、元々、高山寺本のように「一豆」に対する追記のよう

な形であったものが、その後の転写の際に、所定の枠内に記されるようになったもので、元来小字で記されていた際の様相を伝えているものと思われる。

西念寺本の「或トウ」は末尾から二つ目に記されていたが、最後の「オコル」は、他の写本でも末尾に記されているところの「ホ(小)コル」に対するものと思われるから、「オコル」もしくは「ホ(小)コル」は、全ての注記が記された後に増補された可能性があり得る。とすれば西念寺本の「或トウ」は、「オコル」が記される以前において、全注記の末尾に配されていたと考えることができる。和音注記とは記されていないものの、字音注記である「或トウ」が注記の末尾に配されることは基本的な体裁に近いから、注記の記載位置としては整理されたスタイルであると言える。

写本の系統からすれば、観智院本は西念寺本に近いとされるから、観智院本の「或トウ」も注記の末尾あたり、「ホコル」の直前に記されていて欲しいところであるが、そうはなっていない⁽⁴⁶⁾。おそらく、「或トウ」の注記は、当初、高山寺本のように、明確に増補とわかるような小字で記されていたものと思われるから、観智院本の「或トウ」が変則的に記されているのは、その他の注記とは異なる性格のものであるということを示そうとした結果であろう。そうした状況のところへ観智院本では「ツ」が増補されることになったために、さらに「ツ」が小字で記されることになったものと思われる。

資料33

鎮国守国 神社本	高山寺本	西念寺本	観智院本
逕	逕	逕	逕
ヘテ 三千 凡ク タ、チニイカヘルイフ 禾キヤウ	下倍歟 者キヤウ 三千 凡カナリ	倭之古文 経之 去声 三チ ヘテ フワタル スクワキヤウ	禾キヤウ 三チ ブヘテ 禾多カ
バルカナリ	タ、フヘテ 禾タル タ、チニカヘル	谷歟 ハルカ ナリカヘル 、チニク、	タ、チニ カヘル
上8ウ	29ウ	30オ	仏上54・55

40、「ハルカナリ」 / 41、「タ、」 / 42、「タ、チニ」 / 43、「カヘル」(仏上54・55)

資料33の観智院本の標出漢字「逕」の末尾のカタカナ注記「ハルカナリ」「タ、」「タ、チニ」「カヘル」が、西念寺本の上段の「逕」項目に見えない。それら四注記は、高山寺本には記載があり、鎮国守国神社本では「タ、」以外の「ハルカナリ」「タ、チニ」「カヘル」が異本注記として記されている(47)。

四注記の全てが高山寺本に見えるところから、それらはいずれも西念寺本の脱漏のように考えられるが、資料33の西念寺本の「逕」項目の次に記されている「逕」項目では見えなかった。この「逕」項目の冒頭注記の「谷歟」は、その直前の項目の標出漢字である「逕」の俗字か」の意と考えられるが、その異体字の関係の是非にかかわらず、両者をまとめて記しているのが高山寺本の状態と思われる。

観智院本では資料33の「逕」項目の直後に、西念寺本と同様に「逕」の項目を置いているが、注記は「首歟」のみである。鎮国守国神社本では、そうした項目は記されていないが、西念寺本・高山寺本の様子からすれば、観智院本の「逕」項目の「ハルカナリ」「タ、」「タ、チニ」「カヘル」は、直後の「逕」の項目から移動させたものであるということが容易に推測できる。ゆえに「ハルカナリ」「タ、」「タ、チニ」「カヘル」は観智院本の増補でも、

西念寺本の脱漏でもなく、記載場所の移動であると考ええる。

しかし、実際のところ、観智院本・西念寺本に記されている「逕(逕)」と「逕」とは、異体字の関係にない⁽⁴⁸⁾。ゆえに、「逕」の「首(谷)歟」の注記は、「歟」と記して危惧したとおりであったことになるが、しかし、「逕」の字が観智院本・西念寺本の系統における誤写で、本来の字体が資料33の高山寺本の標出漢字の二文字目の「逕」であったとしたら、異体字の関係とする可能性がないわけではない⁽⁴⁹⁾。

また、資料33の鎮国守国神社本の「逕」項目に異本注記として「ハルカナリ」「タ、チニ」「カヘル」の三つが記されているのは、鎮国守国神社本に「逕」もしくは「逕」の項目が見えないために、異本から採取したことになるのであるが、その際に、「逕」もしくは「逕」などの標出漢字に関しては何の記載も存しないことからすると、鎮国守国神社本が対照した異本は、「ハルカナリ」「タ、チニ」「カヘル」の注記を「逕」項目の内部に有する、例えば観智院本や高山寺本のような体裁の写本であったということになる。そして、鎮国守国神社本に「タ、」のみが見えないことについては、「タ、チニ」の「タ、」という文字列との関係も想像できそうだが、例えば、資料33の高山寺本の「タ、」の記載状況を見ると、「タ、」の直後に「フ」の注記がつづいており、一見したところ「タ、フ」とあるかのように見えないことからすると、異本対照の際の見落としだったのかもしれない。

さて、各写本の状況を項目の立て方から考えると、「逕」項目のみで異体字項目の記載のない鎮国守国神社本が最も初期の状態を示しているように思われる。そして、「逕」項目の次に、その異体字かもしれないと考えた項目を新設したのが西念寺本で、その段階から、それら二つの項目を一項目にまとめたのが高山寺本、そして項目は別立てのままにして、異体字項目からそのカタカナ注記のみを「逕」項目に移動させたのが観智院本ということになる。

資料35

鎮国守国 神社本	高山寺本	西念寺本	観智院本
 禪頭メサル ムク アヌカル ノカル ヒカム 禾ヒ	 禪頭メサル 上カムサトス 又音ヒ	 禪頭メサル 上リ 禾ヒ	 禪頭メサル サル 上クニヌカル 禾ヒ
上9ウ	30ウ	31オ・ウ	仏上56

資料34

鎮国守国 神社本	高山寺本	西念寺本	観智院本
 勅東及トホルカヨフ クン アニシユク トツリトモカラ 禾ツウ スミ タツツル 禾ツウ	 勅東及トホル カチフミチ サトルクツ トモカラ 禾ツウ 又音ヒ	 勅東及トホル ホルカヨフ ミチニヌサ アトネニ上 クトツツ 禾ツウ	 勅東及トホルカヨフ シン アニシユク トツリトモカラ 禾ツウ アトネニ上 クトツツ 禾ツウ
上9オ	30ウ	31オ	仏上56

45、「ヒカム」(仏上56)

44、「トモカラ」(仏上56)

資料35の観智院本の標出漢字「避」の一行目末尾のカタカナ注記「ヒカム」が西念寺本に見えない。これは、高山寺本では三行目の冒頭に、その一文字目を虫損している注記が見えるが、その一文字目のわずかに残された部分と、つづく二、三文字目に「カム」とあることから考えて、虫損以前には「ヒカム」とあったものと思われる。また、鎮国守国神社本でも三行目に「ヒカム」の記載を確認できることから、西念寺本では「ヒカム」を脱漏していると考えられる。

資料34の観智院本の標出漢字「通」の末尾より二つ目のカタカナ注記「トモカラ」が西念寺本に見えない。これは高山寺本・鎮国守国神社本には見えることから、西念寺本の脱漏と考えられる(50)。

表36-a

観智院本	西念寺本	高山寺本	鎮国守国神社本
①シ蛇又 ②サイキル ③サマタク ④サハル ⑤サル ⑥サシヌク ⑦カクス ⑧サシカクス ⑨トフ ⑩オフ ⑪サマラハレ ⑫禾シヤ	①之蛇(シ)又 ②サイキル ③サアタク ④サハル ⑤サル ⑥サシヌク ⑦カク爪 ⑧サシカク爪 ⑨トフ	①之蛇反 ②サイール ③サアタク ④サハル ⑤サル ⑥サシヌク ⑦カクス ⑧サシカクス ⑨トフ ⑩オフ ⑪サアラハレ	①之蛇反 ②サイール ③サマタク ④サル ⑤サハル ⑥サシヌル ⑦カクス ⑧サシカクス ⑨トフ ⑩オフ ⑪サマラ(イ元)ハレ ⑫禾シヤ

資料36

鎮国守国神社本	高山寺本	西念寺本	観智院本
上10オ	31オ	32オ	仏上58

46、「オフ」 / 47、「サマラハレ」(仏上58)

表36-aは資料36の各写本における注記の語順に番号を付したものを観智院本の配列にしたがって対照した一覧表である。

それを見ると、資料36の観智院本の標出漢字「遮」のカタカナ注記⑩「オフ」と⑪「サマラハレ」の二つが西念寺本に見えないことがわかる。これは高山寺本・鎮国守国神社本(51)には見えることから、西念寺本の脱漏と考えられる。観智院本と西念寺本の相違は、西念寺本の①「之蛇又」に付された振仮名の「シヤ」を除けば、「オフ」「サマラハレ」の有無のみと考えてよく、その他の注記については語順も同一である。

この⑩「オフ」⑪「サマラハレ」の注記が西念寺本に見えないことの理由を、単なる見落としとすることは簡単だが、そうした場合、「オフ」「サマラハレ」の連続した二つを見落としてい

るといふのは、見落とす文字の数が多すぎるのではないかと思われること、また、注記の最後の「禾シヤ」を記しているのに、その直前の「オフ」「サマラハレ」を見落とすというのは不自然ではないかなどの疑問も感じる。そこで、以下に別の視点から考察することとする。

資料36の鎮国守国神社本の末尾にも見えるように、各写本ともに、この「遮」項目の次には「遮」に関連した熟語項目「―(遮)莫」の記載があり、観智院本では「アチキナシ サモアラハアレ」の注記が見える。その中の「サモアラハアレ」については、高山寺本では同様に「サモアラハアレ」、鎮国守国神社本では「サモアラハレ」と二つ目の「ア」が抜け、西念寺本では「サアラハシ」と記されている。西念寺本の「サアラハシ」は「サアラハレ」の誤りと思われる。「サモアラハアレ」「サモアラハレ」「サアラハシ(レ)」は、同一注記を示しているものと思われるが、西念寺本の「サアラハシ(レ)」は、資料36の「遮」項目で脱漏とした「サマラハレ」と同形である。そこで、「サマラハレ」という注記が「サモアラハアレ」という連語の簡約化したもので、本来、熟語項目「―(遮)莫」の熟字訓であつて、単字としての標出漢字「遮」の注記ではなかったのではないかと考える。それが、何らかの理由で「遮」項目の注記として紛れ込んだのではないだろうか。観智院本・高山寺本・鎮国守国神社本において、紛れ込んだ状態をそのまま伝えているが、西念寺本の「遮」項目に「サマラハレ」が見えないのは、「サマラハレ」は「―(遮)莫」であつて、「遮」の注記としては適当でないという反省から意識的に削除された可能性が考えられる。

また、「オフ」は「覆」の意と考えるが、「オホフ」ではなく「オフ」であることが書写者に馴染まず、これも意識的に削除したのかもしれない。

資料38

鎮国守国 神社本	高山寺本	西念寺本	観智院本
翔 オモフク ムカフ ノカル 上10ウ	翔 オモフク ムカフ ノカル 32オ	翔 オモフク クムカフ 32ウ	翔 オモフリ ナリムカフ ノカル 仏上59

資料37

鎮国守国 神社本	高山寺本	西念寺本	観智院本
遂 辞類又 禾去又平ツビニ シハル ヤス 上10ウ	遂 辞類又 禾去又平ツビニ トホル シカフ オ フ ク ル 32オ	遂 辞類又 禾去又平ツビニ トホル シカフ オ フ ク ル 32ウ	遂 辞類又 禾去又平ツビニ トホル シカフ オ フ ク ル 仏上59

48、「ユク」(仏上59)

49、「ノカル」(仏上59)

資料38の観智院本の標出漢字「遡」の末尾のカタカナ注記「ノカル」が西念寺本に見えない。これは高山寺本・鎮国守国神社本には見えることから、西念寺本の脱漏と考えられる。

高山寺本の「ノカル」は観智院本・鎮国守国神社本のように末尾に記されず、注記の冒頭に記されている。このことからすれば、「ノカル」は、転写を重ねる過程で記載位置を移動したか、もしくは、その他の「オモフク」「ユク」「ムカフ」が記された後に増補されたものであり、その増補の際の記入位置の相違により、各写本の「ノ

資料37の観智院本の標出漢字「遂」の末尾から三つ目のカタカナ注記「ユク」が西念寺本に見えない。これは高山寺本では末尾から二つ目、鎮国守国神社本では末尾に見えることから、西念寺本の脱漏と考えられる(52)(53)。

カル」の位置に異同が生じたということが考えられる。「ノカル」が後に増補された注記であるならば、「ノカル」の見えない西念寺本は増補以前の状態であるとも言えるわけであるが、ここでは可能性を指摘するにとどめる。今後の課題としたい。

50、「ハシル」 / 51、「トシ」(仏上65)

資料39

鎮国守国 神社本	高山寺本	西念寺本	観智院本
 上鳥 善縁 木、ハシルトシ 上13ウ	 音鳥 善縁 木、ハシル 35ウ	 上鳥 善 緑 37オ	 上鳥 善縁 木、ハシルトシ 仏上65

資料39の観智院本の標出漢字「趨」のカタカナ注記「ハシル」「トシ」が西念寺本に見えない。これは高山寺本・鎮国守国神社本には見えることから、西念寺本の脱漏と考えられる。

この資料39の観智院本の「趨」項目の次には「趨」の項目があり、「正」の注記のみを有している。これは「趨」字の正字は「趨」であるという意で、両者は異体字の関係にあると思われるものと思われる。この「趨」の字形(走に禾に口に同)は西念寺本でも同様だが、高山寺本・鎮国守国神社本では「趨」とあつて、「趨」の「禾」

の字画を「天」としており、こちらの方が字体を正しく伝えていられるものと思われる。

そこで、説文解字の「趨」字の項(54)を見ると、「趨、善縁木之才」とあり、資料39の西念寺本以外の三写本に「善縁木、」とあることに概ね一致し、それが意義注記であることがわかる。ところが西念寺本では「善縁」のみが記されて「木、」を欠いた記述になっている。とすると西念寺本以外の写本では、「善縁木、」につづけて「ハシル」「トシ」を記しているから、西念寺本においては、「善縁木、」の後半の「木、」から「ハシル」「トシ」ま

での連続した箇所の記事がないことになる。仮に転写の際の西念寺本の底本に、例えば観智院本のように「一臬」「善縁木」、「ハシル」「トシ」と記されていたとすれば、その半分以上の文字列である「木」、「ハシル」「トシ」を見落としたとするには、その分量が多すぎるように思われ、意義注記「善縁木」の「木」の欠如⁵⁵と、カタカナ注記「ハシル」「トシ」の脱漏とは何らかの関係が存するのではないかという疑いがある。

改めて資料39の西念寺本の記載状況を見ると、冒頭の類音注記「一臬」に続いて意義注記「善縁」を記しているものの、「善縁」の「善」を記した後に改行し、「縁」のみを二行目に記している。その「縁」の記し方は、二行目の冒頭に若干のスペースを空けて、やや下がった位置に記すという不可思議なものとなっている⁵⁶。「縁」をそのような位置に記してしまうと、これにつづけて「木」、「ハシル」「トシ」を、その行の内に書き入れるスペースをムダに奪ってしまうことは容易に予測されることであるから、それらを「縁」につづけて記すつもりがあったとは到底考えられない。とすれば、「縁」の位置を下げて記すことになる書写作業の底本の段階において、すでに「木」、「ハシル」「トシ」の記事がなかったということになる。

しかし仮に底本以前の段階とはいえ、注記が脱漏したことに変わりはなく、その理由としては、まず、「木」、「ハシル」「トシ」の記事が連続していることからすれば、例えば大掛かりな編集作業の際に、「趨」項目がある場所から現在の場所に移動させることになり、その際に「木」、「ハシル」「トシ」を移し忘れたということが考えられるが、残念ながら資料39の各写本の「趨」項目の記事位置に異同はなく、西念寺本のみ「趨」項目が移動したというような形跡は確認できない。

次に考えられるのは、虫損・汚損などで「木」、「ハシル」「トシ」が見えなくなってしまうという可能性である。「善縁木」の「木」が見えないことを意識的な削除とすることは無理があるように思われるから、不

ているような状態ではなかったことが考えられる。ゆえに、「禾ヲツ」が脱漏したのは、少なくとも現存の西念寺本の底本の成立以前の写本と考えられる。

また、西念寺本以外の三写本における「禾ヲツ（又音オツ）」の記載位置については、「禾ヲツ」を末尾に記している観智院本に対して、高山寺本の「又音オツ」、鎮国守国神社本の「禾ヲツ」は冒頭の反切注記「王月反」の次に記されており、異同が存する。高山寺本・鎮国守国神社本において「又音オツ」「禾ヲツ」を反切注記「王月反」の次に記しているのは、それを字音注記の仲間として一まとめにしているように思われるし、観智院本において「禾ヲツ」を末尾に配しているのは、和音注記は日本特有のものであるから、やはり、正規の類音注記・反切注記とは一線を画するという姿勢の表れであるように思われる⁽⁸⁸⁾。

結果的に高山寺本の「又音オツ」のような「音○○」という注記は、全注記の末尾に移されたり、「禾○○」という表記に改められたりしていくようだが、資料40の「越」項目の場合、高山寺本の「又音オツ」から、表記を「禾ヲツ」に改めたのみで場所を変えていないのが鎮国守国神社本、表記を「禾ヲツ」に改め、記載位置を末尾に移動させたのが観智院本ということになる。

「禾ヲツ（又音オツ）」が、観智院本のように移動するという現象が考えられる場合、西念寺本においては、観智院本でいうところの「禾ヲツ」が全注記の末尾に記載された形跡が確認できないことからすれば、表記の変化はともかくとして、「禾ヲツ（又音ヲツ）」の移動に失敗したという可能性も考えられる。

すなわち、反切注記「王月反」の次に記している「禾ヲツ（又音オツ）」を、注記の末尾に移動させるという作業をしなくてはならなくなった転写者は、転写の際に「王月反」を書き写した後に、底本では次に記されている「禾ヲツ（又音オツ）」を一度は無視して記さず、三番目の「コユ」を「王月反」の次に記したことになる。そして、

本来ならば続く注記を全て書き写した後で、先に書かずにおいた「禾ヲツ（又音オツ）」を最後に書くはずであったが、注記の数が多かったこともあって、肝心の「禾ヲツ（又音オツ）」を最後に記すことを忘れてしまい、その結果を現存の西念寺本が伝えているのではないだろうか。

※紙面の都合により本稿を分載致します。以下続。

注 記

- (46) 標出漢字に対する字音注記は、冒頭の類音注記や反切および末尾の和音注記によって示されることが一般的で、その他、類音注記や反切に対する振仮名がカタカナで示されることもあり、まれに、その振仮名が移動してカタカナの訓注記の冒頭に記されてしまう場合も存するが、それは例外的と言える。そうした点からも、観智院本の字音注記としての「或トウ」「ツ」が、注記の冒頭や末尾に記されていないことは、珍しい現象と思われる。但し、観智院本の「或トウ」「ツ」が現状の配置になった理由については、ここで簡単には説明できない。基本的には「或トウ」の問題であり、「ツ」は「或トウ」が記された後のものであるから、本稿のテーマとは直接にかかわらないこともあるので、今後の課題とする。
- (47) 山本秀人「蓮成院本類聚名義抄の『イ』本注記について」(『鎌倉時代語研究』第十一輯 昭和63年8月)の㊸番の例に、この箇所が取り上げられている。
- (48) この点については(2)の拙論e2の26と27の項において言及している。
- (49) 高山寺本の「逕」の字体については現在のところ俗字であることを確認できていない。ただし、「逕」に類似したくずし方は略字体としてはあり得るから、「逕」の俗字として扱ってもよいのではないかと考える。また、観智院本・西念寺本のように「逕」の字体である場合、これに最初から「ハルカナリ」「タ、」「夕、チニ」「カヘル」が注されていたとすれば、無関係の漢字の注記

を観智院本では「逕」項目に移動させたことになる。但し、高山寺本の「逕」を「逕」の異体字とした場合、「ハルカナリ」という注記は意義的に疑問が生じるのではないかと考える。

(50) この他に一見すると観智院本の「スミ」に相当するものも西念寺本には見えないが、(7)の草川氏は西念寺本で「ミス」と記されている注記が「スミ」に対応するものとされている。それにしたがって、西念寺本の「ミス」は「スミ」の誤写と考えて、ここでは扱わないこととした。

(51) 資料36の鎮国守国神社本の㊸「サマハラレ」の右傍には、一見すると「イ元」と見える異本注記が記されている。この「イ元」の「元」は「无」の意で記されていると考えられるので、異本には見えないの意と解釈される。そして、ここでは「サマハラレ」の「ラ」の左に傍線が引かれているので、「ラ」の「一文字のみが異本には見えず、異本では「サマハラレ」と記されているという意のように思われる。しかし、(47)の山本氏の㊹に指摘するように高山寺本にも、そして観智院本にも「サマ(ア)ハラレ」と記されていて異同がない。そして西念寺本には「サマハラレ」と「サマハラレ」のいずれにも相当する注記は見えないため、鎮国守国神社本の「イ元(无)」の注記に合致する写本は現存本にはないことになる。「ラ」の左の傍線を考慮せず「サマハラレ」自体が異本に見えないという意であると解すれば、西念寺本の状態がそれに一致することにはなるが、「イ元(无)」が「サマハラレ」の「ラ」の右に寄り添うように記されていることからすれば、やはり、「サマハラレ」という注記を有する、現在のところは確認されない異本が存していたと考える方がよいのかもしれない。

(52) 資料37の西念寺本の三行目の注記「シタカフ」の「シタ」の左傍に縦線が見えるが意味不明。声点の変形したものかとも思われるが、その他の写本に声点の記載はない。

(53) 資料37の西念寺本の記載状況を見ると、標出漢字「遂」のみが32丁ウラの五行目の最下部に記されているため、その注記は六行目の冒頭から記されている。そこで目を引くのは、三行目末尾の「爪、ム」が、一、二行目よりも「爪、ム」の注記一つ分、下に突き出していることである。この「爪、ム」の記載の直下には、次の項目の標出漢字が記されているから、三行目の注記は「爪、ム」までを記したところで、ちょうどその一行分のスペースを使い切ったことになる。とすると、一、二行目の場合は、その行の最後までスペースを使い切らずに改行してしまっているわけであり、しかも、一行目の最後は「トケヌ」の「トケ」までを記して改行し、「ヌ」一文字を二行目に送り、二行目の末尾の「ハタ爪」も「ハタ」まで記して改行し、「爪」一文字を三行目に送っている。西念寺本においては、転写者が注記の語としての単位を考えずに記しているような例はよく見られるから、一つの注記の途中で改行することも珍しいとは言えないのであるが、しかし、「爪、ム」分のスペースが存するにもかかわらず、改行することは不審な行為であり、そこには何らかの意味が存するように思われる。西念寺本の紙面は一頁あたり六行四段を基本としている。

資料37の西念寺本においては、標出漢字「遂」を前行最下段に記して改行となったため、注記は行の冒頭から記されることになったわけであるが、結果的に、一行目と二行目の注記は、その二段目までをいっばいに使ったところで改行している。つまり、一行目の最後は「トケヌ」の「トケ」までを記したところで二段目までを使い切つて改行し、二行目の最後の「ハタハ」も「ハタ」までで二段目までを使い切つて改行している。これからすれば、転写者は「遂」項目を転写するにあたって、一段目と二段目のスペースを使えば、項目の注記を全て書き写せると考えていたものと思われる。そして、その考えは二行目を書き終えて、三行目の途中までは変更されなかった。しかし、スペースの不足から、三行目最後の「爪、ム」だけは、どうしても二段目に記入することができず、次の三段目を利用せざるを得なくなつたものと思われる。ところで、この時、三段目の冒頭のスペースが利用できたということは、最後の「爪、ム」を記するまで、次の三段目は空白だったということになり、次の項目は記されていなかったことになるから、転写の方法として、先に標出漢字のみを記して、後で注記のみを各項目に記入するというような方法は取らなかつたことが分かる。西念寺本においては、標出漢字とその注記は、その順序にしたがつてほぼ同時に転写されたということになる。このことは、標出漢字を記す場合と注記を記す場合とで時間差があつたかとか、筆記具を使い分けることがあり得るかななどの問題に解決の材料を与えてくれる。改めて観察すると、資料37の西念寺本の注記の一行目の「禾去」と「又平」の間、二行目の「ヤハシ」と「アアネシ」の間、三行目の「トホル」の「トホ」と「ル」の間にも微妙な間隔が見られ、これらの間隔の存する場所はちやうど、その行の一段目と二段目の境目に相当している。こうした現象は、西念寺本における「転写者が注記の語としての単位を考えずに記しているような例」の解釈にも新たな視点を示してくれるものと考ええる。

- (54) 『説文解字 附檢字』（中華書局出版 1963年12月）二上・一七オモテによる。
- (55) 「木、」を欠いた「善縁」だけでは標出漢字に対する説明内容が変質してしまうことになるが、標出漢字との関係を無視すれば「善縁」だけでも言葉としては意味が通らなくなることはないように思われる。しかし、転写者が「善縁」のみで可と考えるのは、底本に「木、」の記述がなくなつてからのことであるから、「木、」の記載が存した時点において、「善縁」とは別個の注記だと勘違いしたとしても「木、」を削除する理由はない。
- (56) こうした西念寺本の現象については、同様のものが本稿の27「カナフ」（資料23）、28「スクナシ」（資料24）の考察の際にも見られた。
- (57) 西念寺本の「ロルニオイテ」は、観智院本の「コレニライテ」、高山寺本・鎮国守国神社本の「コレニオイテ」に相当するものと思われる。
- (58) 「又音オツ」「禾ヲツ」のような本来同一であつたはずの注記が、その表記や記載位置を変化させる背景には、「字音と字訓」「漢語

と日本語」「漢字とカタカナ」といった視点が存するものと思われる。本稿では、表記の形態から、漢字注記とカタカナ注記を区別し、カタカナで記されることが一般的であるところから、和音注記をここで扱うこととしているが、名義抄の体裁として考えると、和音注記は漢字音の表記方法の変形とも言えるわけであるから、「字音と字訓」「漢語と日本語」といった視点から高山寺本や鎮国守国神社本のように類音注記や反切注記と近接した位置に記すというのも一つのスタイルではある。一方、観智院本のように「禾ヲツ」を末尾に置くというのは「漢語と日本語」「漢字とカタカナ」という視点からの編集と思われる。両者に「漢語と日本語」という共通点が存するところにいわゆる和音注記の扱いが编者によって異なり、一つに定まらない原因となっているものと思われる。